

経営計画書作成をサポートします！

かながわ信用金庫（以下、当金庫）では、令和 3 年 4 月から新たな中期経営計画に取り組んでおり、将来的な人口減少や事業所数の減少が予想される中、5 年後、10 年後を見据えて、お客さまの多様なニーズに応える伴走型支援力の強化に取り組んでいます。取り組みの一つとして、新型コロナウイルス感染症や原材料・エネルギー価格等の高騰、円安、人手不足の影響等により依然として厳しい状況に置かれているお取引先中小企業の皆さまの経営計画書策定サポートを行っていますので、お気軽にお声かけ頂ければ幸いです。

1. 経営計画書作成の意義、効果

経営計画書は経営における「地図」や「コンパス」に例えられます。経営計画書がない経営は「地図のない旅」のようなもので、会社が目的地（目標）に近づいているかわかりません。経営計画書を作成することで、目標や戦略が整理され、目標達成までのプロセスが明確になります。具体的には、次のような効果が期待できます。

- (1) 道に迷わず目標に向かって一步一步近づくことができる。
- (2) 経営者の意図やビジョンを伝えるツールとなり、従業員と一丸となり、目標に向かって進むことができる。
- (3) 金融機関等資金提供者からの支援が受けやすくなる。

2. 経営計画書作成のステップ

一般的に次のようなステップにより経営計画書を作成します。

(1) 現状分析

自社の人、モノ、金、情報、業務プロセス、商品・サービスや市場、競合の現状を分析します。

(2) 目標設定

現状分析を踏まえ、経営方針、戦略、具体的数値目標を設定します。

(3) 目標達成に向けたアクションプラン立案

目標達成に向けた課題を明確化した上、課題解決のためのアクション・スケジュール、収支計画を策定します。



3. 経営計画書実行のポイント

経営計画書は作成しただけでは、意味がありません。絵に描いた餅にならないよう常日頃から、手元に置き実行することが重要です。一般的に、以下が経営計画書実行のポイントとなります。

- (1) 数値目標、期限を設けたアクションを役割分担し従業員全員で経営計画に取り組む。
- (2) 定期的に実行状況の進捗管理を行う。その際、数値で達成度を評価する。
- (3) 計画と実績に差異が生じている場合は、迅速に対応する。

4. 経営計画書作成に係る国のサポートについて

中小企業庁では、中小企業の活性化を支援する「公的機関」として 47 都道府県に中小企業活性化協議会（以下、協議会）を設置し、経営計画書の中でも特に経営改善計画書の作成をサポートしています。当金庫では、協議会と連携したサポートも行っていますので、活用にあたっては、お気軽にご相談頂ければ幸いです。下表は、協議会の主なサポート事業となります。

主なサポート事業	主な内容
収益力改善支援	1 年間から 3 年間の収益力改善計画の作成をサポートするもの。 ※原則無料
早期経営改善計画策定支援	国が認める専門家の支援を受けて経営改善計画を策定する事業者を支援するもの。※専門家に対する支払費用の 2/3（上限 15 万）を国が補助する。
経営改善計画策定支援	国が認める専門家の支援を受けて本格的な経営改善計画を策定し、金融機関への返済条件等の変更をすすめる事業者を支援するもの。 ※専門家に対する支払費用の 2/3（上限 200 万）を国が補助する。
再生支援	収益性のある事業はあるものの、財務上の問題がある中小企業を対象に、事業面・財務面での改善を図る再生支援を実施するもの。 ※再生計画策定にかかる費用の一部を協議会が負担する。

※内容が変更となる場合がありますので、詳細は中小企業庁のホームページをご確認下さい。

※出所：中小企業庁ホームページ

5. さいごに

過年度発行された小規模企業白書では、「経営計画を作成したことがある」事業者の方が「作成したことがない」事業者に比べて売上高が増加傾向にあることが記載されています。業績向上に向けて、経営計画作成にご興味がありましたら、お気軽に当金庫にお声掛け頂ければ幸いです。

経営計画書作成サポートのご相談はお取引店舗担当者、もしくは、お気軽にこちらまで・・・

かながわ信用金庫 顧客サポート部 電話 046-821-1733（平日：9 時～17 時）



※ご希望に添えない場合があります。また、経営計画書作成にあたり専門機関・専門家を利用する場合は、有料となる場合があります。